

道州制と「小さな首都」移転を結合した新戦略を

矢田俊文

二〇〇五年国土総合開発法が改正され、新たに国土形成計画法が成立した。新しい国土計画の特徴は、成長時代の「国土開発」基調から成熟時代の「国土整備」基調へ、計画づくりの「中央集権主義」から「地方分権主義」への転換である。それは、国土形成に関する基本的な方針・目標・施策を「全国計画」で、知事や政令都市の市長、国の支分局長等によって構成される「協議会」でそれぞれの「広域地方計画」を作成する二層構成とし、個別事業プロジェクトは地方計画に盛り込むことになった。

新法施行後すぐに、国土審議会は全国計画の策定と地方圏域の設定作業に入り、私は後者の部会に属し、圏域策定に参画した。そこでの議論の主流は、①圏域内に自立的な発展を牽引するだけの大都市や産業集積があり、かつそれを支える水・森林資源および食糧生産可能な多自然居住地域が存在すること、②二〇世紀の太平洋の時代に対し、二一世紀は日本海および東シナ海との結合が格段に進むことから、それぞれの圏域が両太平洋に面すること、③人口・面積・経済規模で圏域間に大きな格差が生じないよう配慮すること、以上の三点に集約されていた。具体的には、東北、関東、近畿、九州はこの条件を満たすものの、北陸、四国については規模が小さく、それぞれ中部、中国と一体化することが有力案として提起された。しかし、地方

の行政や経済界は、ここでの圏域設定が予想される道州制の圏域設定と直接結びつくものとして強く抵抗し、結局、それぞれが独自圏域とされた。道州制に近い将来実現される期待と不安が地方に存在していることを強く実感した。

ところで、首都機能移転への気運は、人口減少、国家財政難による公共投資制約、そして石原東京都知事の強い反対姿勢などから急速に減退しつつある。しかし、構造改革路線による大都市圏中心の投資政策によって、首都圏への人口の一極集中はますます加速し、是正する効果的政策は提起されていない。また、政府の公表資料によると、今後三〇年以内の南関東、東海、東南海、南海大地震の発生確率は五〇〜八六%と非常に高い値を示している。首都機能移転が提起された背景となった要因は、逆に強まっていることも事実である。

一方での右肩下がりの首都機能移転ムードと他方での右肩上がりの道州制など地方分権期待ムード、この二つの流れがクロスするところに新たな戦略が設定される。道州制の導入による地方分権の徹底と地方中枢・中核都市機能の強化、中央集権の弱体化と首都機能の縮小、そして大地震対策として「小さな首都」の安全な地域への移転である。

(やだ としふみ／北九州市立大学学長)